

「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」及び  
「航空保安業務処理規程」の改正について

令和 3 年 4 月  
国土交通省航空局  
次世代航空モビリティ企画室  
安全部運航安全課

## 1. 背景

航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 132 条に規定する飛行の禁止空域における無人航空機の飛行については国土交通大臣の許可が必要とされ、具体の禁止空域については航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 236 条に規定されている。また航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為については、法第 134 条の 3 に基づき国土交通大臣の許可又は通報（以下「許可等」という。）が必要とされ、具体の行為について規則第 239 条の 2 及び第 239 条の 3 に規定しているところ。

先般、消火活動を行っている消防防災ヘリの飛行が、無人航空機の飛行により阻害される事案が発生したことを受け、国土交通省では「国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関その他の関係機関の使用する航空機のうち捜索、救助その他の緊急用務を行う航空機の飛行の安全を確保する必要があるものとして国土交通大臣が指定する空域（以下「緊急用務空域」という。）」を規則第 236 条の禁止空域並びに第 239 条の 2 及び第 239 条の 3 の許可等が必要な空域に追加する改正を行う予定である。

これに対応するため、無人航空機の許可に係る具体的な審査基準である「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」（平成 27 年 11 月 17 日付け国空航第 684 号、国空機第 923 号）および航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の許可等に係る具体的な審査基準である「航空保安業務処理規程」（昭和 42 年 3 月 13 日付け空総第 130 号）について所要の改正を行う。

## 2. 改正概要

### 2-1. 無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領

緊急用務空域における飛行に係る申請については、次に掲げる基準に適合することを審査する旨定める。

- (1) 許可の申請に係る無人航空機の飛行について、当該飛行が災害時等の報道取材やインフラ点検・保守など、緊急用務空域の指定の変更又は解除を待たずして飛行させることが真に必要と認められる飛行であり、かつ飛行の日時及び経路について真に必要な期間・場所に限定されていること。

(2) 安全を確保するために必要な体制について、次に掲げる基準に適合すること。

- ・無人航空機を飛行させる際には、空港事務所及び緊急用務を行う航空機の運航者等関係者と常に連絡がとれる体制を確保すること。
- ・飛行経路全体を見渡せる位置に、航空機及び無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。
- ・無人航空機の飛行経路上及びその周辺の空域において飛行中の航空機及び法第132条の3の適用を受けた無人航空機の接近を確認した場合には直ちに無人航空機を地上に降下させるなどし、衝突のおそれがないことを確認できるまでは飛行しないこと。
- ・空港事務所及び緊急用務を行う航空機の運航者等関係者から無人航空機の飛行の中止又は飛行計画（飛行日時、飛行経路、飛行高度等）の変更等の指示がある場合には、それに従うこと。
- ・緊急用務を行う航空機の運航者等関係者から無人航空機の飛行に係る情報の提供（無人航空機の飛行の開始及び終了の連絡等）を求められた場合には、緊急用務を行う航空機の運航者等関係者に報告すること。 等

(3) その他所要の改正

## 2-2. 航空保安業務処理規程

緊急用務空域において航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする者から当該行為の申請又は通報があった場合は、次に掲げる基準に適合することを審査又は確認する旨定める。

- (1) 当該行為が緊急用務空域の指定の変更又は解除を待たずして実施することが真に必要と認められること。
- (2) 当該行為を行おうとする空域及びその周辺において飛行中の航空機の接近を確認した場合には、直ちに当該行為を中止するとともに、衝突のおそれがないことを確認できるまで当該行為を行わないこと。
- (3) 緊急用務を行う航空機の運航者等関係者（以下「緊急用務者」という。）と常に連絡がとれる体制を確保すること。
- (4) ロケット等の打上げ又は重気球の放球が確実に予定どおり実施されることとなった場合には、当該行為の予定時刻の2時間前までに緊急用務者に対しその旨を通知させるとともに、緊急用務を行う航空機の飛行に影響を及ぼすおそれがないことを確認させるものとする。

- (5) 係留気球が係留索から離脱し、飛行を開始した場合は、直ちに緊急用務者に対し、当該気球の離脱場所、時刻及び予想される飛行経路を通知させるものとする。等

### 3. 予定

公布・施行：令和3年6月上旬頃